

ピックアップ★

自転車運転違反2回で 受講の義務が生じます

—安全運転を心がけましょう—

自転車の交通ルールが、平成27年6月から変わりました。
危険なルール違反を繰り返した場合、

『自転車運転者講習』(3時間・5,700円)

を受けなければなりません。

条件 3年以内に2回以上危険な違反行為をした場合

対象 14歳以上(中高生含む)

※受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金があります。



危険行為の例

信号無視、一時不停止、ブレーキ不良自転車の運転、
運転中の携帯電話の使用 など



これをきっかけに、
改めて自転車の運転の仕方を見直し、
安全な運転を心がけましょう。

●問い合わせ: 健康体育課 027-226-4709

ピックアップ★

県立高校の 入試方法が変わります

—今の中学2年生以降が対象—

平成28年度に実施する県立高校入学者選抜から、**前期選抜**に**学力検査**を導入します。現在の中学2年生が受検をする
年からスタートします。

★POINT★



1

『**学力検査**』は「国語」「数学」「英語」の3
教科で実施します。

2

学力検査に代えて、『**総合問題**』を課す高校
もあります。『総合問題』では、様々な教科
の知識を使い、課題解決するための思考力・
判断力・表現力等が問われます。

3

『学力検査』または『総合問題』の他に、
『**面接・作文等**』を行います。これらの結果
と、中学校から提出された『**調査書**』とを総
合して、選抜を行います。

●問い合わせ: 高校教育課 027-226-4645

文化財ライブラリ

Vol.
2

国指定重要有形民俗文化財

上三原田の 歌舞伎舞台

場所: 渋川市赤城町上三原田
時代: 文政2年(1819年)~現在

上三原田の歌舞伎舞台は、今からおよそ200年前の江戸時代に、渋川にいた水車大工の永井長次郎によって建てられたものです。舞台で演じていたのは、普段は農業を営んでいる地元の人たちで、休閑期の農民たちの娯楽の場でした。

この舞台は、現存する仕掛け(舞台装置)が施された農村の歌舞伎舞台としては最古のもので、舞台の壁板を外側に外し、舞台を広く見せる「ガンドウ機構」・舞台の奥に背景をつけ、奥行きを出す「遠見機構」・舞台を上げたり下げたりする「セリヒキ機構」・「柱立廻式回転機構」【コラム】などの仕掛けが、歌舞伎の演出を盛り上げます。

舞台は、重要有形民俗文化財に指定された後も利用され続けており、上演の際には、「上三原田歌舞伎舞台操作伝承委員会」のメンバー80人以上が舞台装置を操作しています。

江戸時代から脈々と受け継がれているこの操作技術もまた、大切な文化財です。



縁の下の黒子たち

歌舞伎舞台の見せ場の一つは、回転しながらせり上がってくる舞台です。これは「柱立廻式回転機構」といって、舞台の下で、およそ35人の人が、回転部を支える六本の柱を押して回します。回転とせり上げを同時に行うため、息が合わないとうまくいきません。舞台の裏では多くの人が力を合わせて、公演を支えているのです。



江戸時代から伝わる操作技術
(柱立廻式回転機構)

●問い合わせ: 文化財保護課 027-226-4684

今年は、5年ぶりの歌舞伎舞台公演が開催されます。歴史ある舞台装置と操作技術を活かした芝居をご覧ください!

「地芝居 in 渋川」 11月15日(日)9時開会

※申込み不要

●お問い合わせ
渋川市教育委員会 0279-52-2102